

【審査項目及び評価の視点】

審査項目	主な評価の視点
(1)本事業の遂行に係る体制	本事業を円滑に実施するための業務遂行体制が構築されているか。（特に、高齢者世帯の加入が見込まれる本保険において、高齢者に寄り添った配慮がされているか。） ・ 保険制度に関する問合せ受付体制 ・ 事故発生時のフォロー体制 ・ 市との連絡、調整等に迅速に対応できる体制 ・ 市担当課や受付窓口となる地域包括支援センター等からの問合せに対応できる体制 ・ 個人情報保護に係る体制
(2)事業効果を高める提案	本事業の効果を高めるため魅力的な提案がされているか。 ・ 保険内容に係る提案 ・ 市民周知に係る提案（チラシ作成 等） ・ 保険導入による市民の生活の質や外出意欲等の変化に係る効果検証の提案（アンケート実施 等） ・ 保険加入者の安心・安全等に資する支援
(3)認知症への理解	応募事業者は、自社内等において認知症への理解を促進する取組を行っているか。 ・ 自社内での認知症理解への取組 ・ 認知症に係る地域貢献活動 など
(4)保険会社の実績	応募事業者は、本業務に関する十分な実績を備えているか。 ・ 同種の保険業務の実績
(5)保険料	保険料について、評価する。

平成26年3月26日発出尼契第9320号尼行改第3950号「プロポーザル方式(所管課契約及び指定管理者公募選定)における地域経済活性化のための取組について(通知)」に基づき、最低基準点を超えた事業者について、以下の加点を行う。（応募者で判断するものとし、代理店等は判断の対象外とする。）

- ・ 市内事業者(尼崎市内に本社や本店の主たる事務所を有している事業者)は10%加算
- ・ 準市内事業者(尼崎市内に支店や営業所を有し、人員を配置し、事業活動を行っている事業者)は5%加算
- ・ 事業実施に際して、市内在住者の雇用を行う提案があれば5%加算